

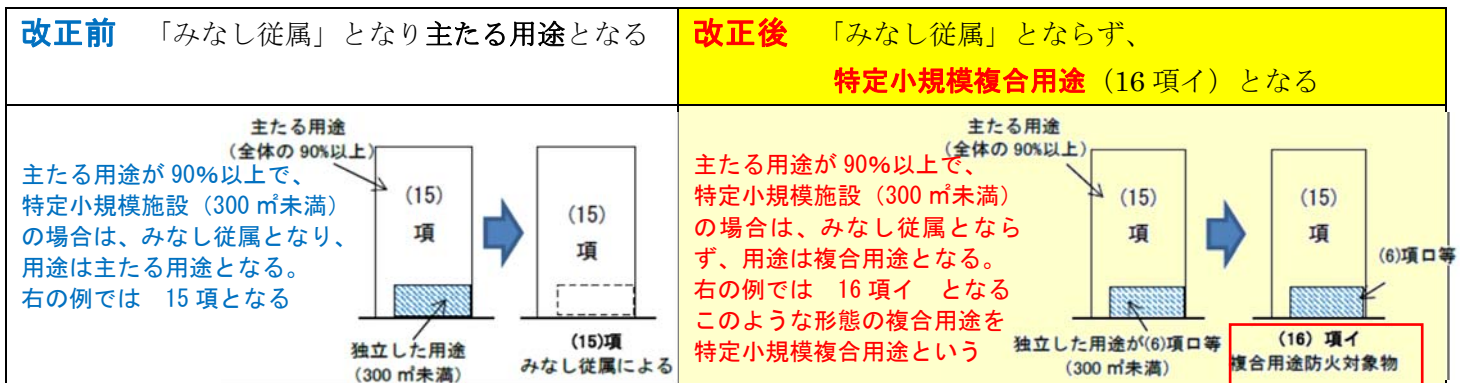
特定小規模複合用途に関する法改正 2015年3月

しばらく FIRE 通信の発行をお休みさせていただいている間に法改正をされています、主な内容を報告します。
 2006年の長崎県のグループホーム火災、2012年の広島県福山市のホテル火災、2015年福岡県の診療所火災、に加え最近のグループホームや民泊の増加などを背景に、『特定防火対象物』の中で小規模な施設を『特定小規模施設』と分類を分けて、防火管理・消防検査・消火設備の設置を厳しくする代わりに、簡易なコストの安い消火設備の設置を認めるようになってきています。

(2008年 特定小規模施設省令、2015、2016年施行 消防法改正、FIRE2007.8, 2014.2,12 参照ください)
 2015年3月に共同住宅等の中に『特定小規模施設』が入った場合の用途の確定方法について、下記の通り改正がされております。

特定小規模施設 (延床面積 300㎡未満)	
2項(二) = カラオケボックス等	5項(イ) = 旅館、ホテル、宿泊所等
6項(イ) = 病院、診療所又は助産所※	
6項(ロ) = 認知症高齢者グループホーム、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等※	
6項(ハ) = 老人ディサービス、小規模多機能型居宅介護施設、軽費老人ホーム	

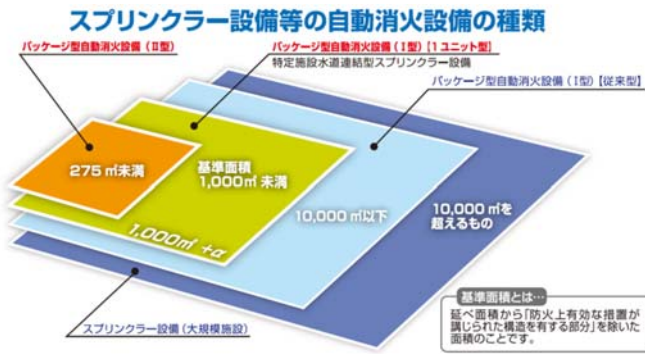
※6項(イ) 避難のために患者の介助が必要な病院・有床診療所及び6項(ロ)は全てにスプリンクラー設備が必要(裏頁ご参照下さい)



特定小規模複合用途の消火設備の設置について

	自動火災報知設備	スプリンクラー	非常電源	避難器具	誘導灯	特一階段
改正前	全てに設置しなければならない 	全てに設置しなければならない 	自家発電機等を設置必要 	下階に特防があり避難器具必要 	全てに設置しなければならない 	一動作の避難器具 階段自火報感知器強化
改正後	特定小規模施設だけに設置※1 	特定小規模施設だけに設置※2 	非常電源専用受電設備等でOK 	特定小規模施設なら避難器具不要 	特定小規模施設には不要 	避難器具不要 階段自火報感知器強化不要

※1. 特定小規模施設用自動火災報知設備(無線式連動型のシステム)が使用可能 ※2. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備が使用可能



I型 (従来型)	I型 (1ユニット型) <small>New</small>	II型 <small>New</small>
延べ面積 10,000㎡以下	基準面積 1,000㎡未満 (延べ面積 1,000㎡ + α)	延べ面積 275㎡未満
<ul style="list-style-type: none"> ●ユニット (消火薬剤) は屋上等に設置が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニット1台で設置が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●居室単位での簡易な工事で設置が可能

特定小規模施設等スプリンクラー設備の設置しなければならない物件が増えたために、水道を利用した特定水道型スプリンクラー設備などが使用できるようになりましたが、スプリンクラー設備に替えて設置できる自動消火設備なども使用できるようになりました。

パッケージ型自動消火設備 II型 ハッタ エスピーアウルミニ



エスピーアウルミニ 設置イメージ

1セットあたり最大で防護面積 13㎡を消火します。

1 消火薬剤ユニット
 2 放出口
 3 兼動式スポット型2種
 4 定式スポット型特種 60℃

画像設置例
 配線埋込設置例

エスピーアウルミニのポイント

- 不燃材料を使用していない
内装の建物でも OK!!
 - 不燃材料未使用でも設置可能!
- 電池駆動式で便利!!
停電時もシッカリ駆動!!
 - コンセント不要で設置もスムーズ! 余計な配線も不要!
- スリムタイプで省スペースを実現!!
 - わずか 32ℓ (8ℓ/筒×4本) で設置できます!
- 高性能消火薬剤 & SUS 製容器で安全・安心!!
 - 第三種浸漬剤等入り水を耐食性の高い SUS 製容器に貯蔵!!

内装制限がある施設に設置できる1.6ℓタイプも近日発売します。

移動式粉末消火設備等の加圧ガス容器の開放弁が硬くて開かないという事案が発生し、2016年6月1日より加圧ガス容器の開放弁の開放点検が義務付けられました。この点検は、1度実施すれば、その後は省略できる点検となり、弊社では、猶予期間の2019年5月末までに順次実施してまいります。

1 容器弁の開放点検手順の例

薬剤貯蔵タンクから加圧用ガス容器を取り外した後、密栓^{※1}を容器弁に取り付けるなど、容器からガスが漏れないように措置します。

バルブを全開・全閉 (注) し、容易に開閉できることを確認します。確認後は、移動式粉末消火設備等を元の状態に戻してください。
(注) 点検の際は、適切な位置まで締めつけてください。

2 容器弁バルブ類点検済証の貼付

一度開閉操作が容易にできることを確認したバルブ類は、次回以降の機器点検において、移動式粉末消火設備等の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がなければ、開放点検を省略することができます。そのため、開放点検を行ったことが明確になるよう、容器弁/バルブ類点検済証^{※2,※3}を貼付してください。

容器弁/バルブ類点検済証

容器への表示事項に重ならない、見やすい位置に貼付します。

平成 28年 (2016年)	平成 29年 (2017年)	平成 30年 (2018年)	平成 31年 (2019年)	平成 32年 (2020年)
★ 6月1日施行			★ 経過措置終了	
3年間の経過措置				
既存のものは順次点検して経過措置期間中に全数点検してください。				

移動式粉末消火設備等
(ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備)
の点検基準等の改正に係る経過措置